

本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税取扱いに関する参照条文

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

第三百四十八条（略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。（略）

十八 独立行政法人日本漿スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第七百二条の二（略）

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

第五十一条の三 法第三百四十八条第二項第十八号に規定する独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産
- 三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（抄）

第十条の九 政令第五十一条の三第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。